

# 第30回

## 高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成26年11月27日開会  
平成26年11月27日閉会

高知県・高知市病院企業団議会

# 第30回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録目次

---

招集告示	1
議員席次	1

---

## 第1日（11月27日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	3
議事日程	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案の上程	4
畠中企業長	5
質疑	16
採決	24

---

## 卷末掲載文書

議案の提出について	26
議決一覧表	27

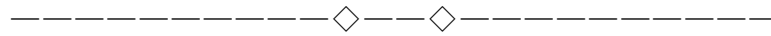
## 招 集 告 示

高知県・高知市病院企業団告示第6号

第30回高知県・高知市病院企業団議会定例会を、平成26年11月27日に高知医療センター11階会議室に招集する。

平成26年11月20日

高知県・高知市病院企業団企業長 畠中 伸介



### 議 員 席 次

1 番	上 田 周 五 君	2 番	池 脇 純 一 君
3 番	岡 田 泰 司 君	4 番	吉 良 富 彦 君
5 番	近 藤 強 君	6 番	坂 本 茂 雄 君
7 番	高 木 妙 君	8 番	平 田 文 彦 君
9 番	西 内 隆 純 君	10 番	西 森 潮 三 君
11 番	浜 川 総 一 郎 君	12 番	樋 口 秀 洋 君
13 番	深 瀬 裕 彦 君	14 番	福 島 明 君

# 第30回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成26年11月27日（木曜日） 会議第1日

## 出席議員

1番	上田周五君	3番	岡田泰司君
4番	吉良富彦君	5番	近藤強君
6番	坂本茂雄君	7番	高木妙君
8番	平田文彦君	9番	西内隆純君
10番	西森潮三君	11番	浜川総一郎君
12番	樋口秀洋君	13番	深瀬裕彦君
14番	福島明君		

## 欠席議員

2番 池脇純一君

## 説明のため出席した者

企業長	畠中伸介君
病院長	武田明雄君
副院長	深田順一君
副院長	吉川清志君
副院長	山下元司君
副院長	森本雅徳君
副院長	島田安博君
統括調整監兼事務局長	松井成起君
医療局長	福井康雄君
看護局長	久保田加代子君
薬剤局長	服部暁昌君
医療技術局長	西川智彦君
栄養局長	渡邊慶子君
がんセンター長	森田莊二郎君
事務局次長	山崎隆久君
事務局次長(議会事務局長)	仁井田充将君
I Tセンター次長	町田尚敬君
地域医療センター次長	宇井泰之君

中央手術センター長 岡 部 学 君  
循環器病センター長 山 本 克 人 君  
総合周産期母子医療センター長 林 和 俊 君

#### 議会事務局職員出席者

書 記 高島田 由 紀 君  
書 記 中 村 真 帆 君

-----◇-----◇-----

#### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成26年11月27日 (木曜日) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する  
条例議案

議第 2 号 高知県・高知市病院企業団職員の配偶者同行休業に関する  
条例議案

議第 3 号 平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算

報第 1 号 平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正  
予算の専決処分

-----◇-----◇-----

午前10時00分 開会 開議

○議長 (浜川総一郎君) それでは、ただいまから平成26年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。

2番池脇純一議員から、所用のため本日の会議を欠席したい旨、届け出がありました。

御報告いたします。

企業長から、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算の繰越事業報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

この際、出席を求めている執行機関の新たに幹部になった職員を御紹介いたします。

順次自席で御挨拶を願います。

○副院長 (森本雅徳君) 副院長を拝命いたしました森本です。脳神経外科です。よろし

くお願いいたします。

○副院長（島田安博君） 副院長を拝命いたしました島田でございます。よろしくお願いいたします。

○医療局長（福井康雄君） 医療局長を拝命いたしました福井です。よろしくお願いいたします。

○医療技術局長（西川智彦君） 医療技術局長を拝命いたしました西川智彦です。よろしくお願いいたします。

○中央手術センター長（岡部 学君） 中央手術センター長を拝命いたしました岡部 学と申します。よろしくお願いいたします。

○循環器病センター長（山本克人君） 循環器病センター長を拝命いたしました山本克人と申します。よろしくお願いいたします。

○総合周産期母子医療センター長（林 和俊君） 総合周産期母子医療センター長を拝命しております林 和俊です。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（浜川総一郎君） 岡部中央手術センター長、山本循環器病センター長、林総合周産期母子医療センター長は、診療のため挨拶終了後退席をいたします。

—————◇——◇—————

#### 会議録署名議員の指名

○議長（浜川総一郎君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

3番 岡 田 泰 司 議員

4番 吉 良 富 彦 議員

5番 近 藤 強 議員

をお願いをいたします。

—————◇——◇—————

#### 会期の決定

○議長（浜川総一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（浜川総一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決しました。

—————◇——◇—————

議案の上程（議第1号高知県・高知市病院企業団職員定数条例の改正する条例議案から報第1号平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処

分まで)

○議長（浜川総一郎君） 日程第3、議第1号高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案から報第1号平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分まで、以上4件を議事の都合上一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

企業長。

○企業長（畠中伸介君） 本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成26年11月病院企業団議会定例会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、高知医療センターの運営状況につきまして御報告いたします。

まず、経営状況でございます。

本年10月までの入院患者数は延べ11万530人で、1日平均516人、1人当たりの入院診療平均単価は7万5,924円となり、入院収益は前年同時期と比べ4%、約2億8,000万円増加しています。また、外来患者数は延べ12万2,658人で、1日平均852人、1人当たりの外来診療平均単価は1万4,577円で、外来収益は前年同時期と比べ1%、約1,700万円増加しています。入院・外来ともに前年度を上回る状況で推移しており、当初予算で見込んでおりました額を確保できる見込みです。今後とも新中期計画のアクションプランに基づいた経営改善を徹底してまいります。

次に、がんセンターについてでございます。

がんセンターの機能強化につきましては、基本設計がまとまりましたので、引き続き実施設計に取り組むことにしています。新がんセンターは、昨年度策定しました基本構想に沿って別棟を建設することとし、1階に放射線治療部門、2階に核医学部門、3階に化学療法部門、4階にがん患者相談支援部門を配置し、1階、2階部分で本館と接続する耐震構造の鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築総面積は約3,600㎡の計画です。概算事業費は建築費が23億5,000万円、放射線治療機器がPET-CTなどの大型医療機器が16億円など、総額で41億5,000万円を予定しています。今後のスケジュールとしましては、本年度に実施設計を行い、平成27年度に建築工事に着手し、平成28年度の完成、平成29年度のオープンの計画で取り組んでいきたいと考えています。地域がん診療連携拠点病院である医療センターとしては、質の高い高度ながん治療を提供し、地域の医療機関との連携も図りながら、県民の皆様のご期待に応えることのできるよう積極的に取り組んでまいります。

また、こうした取り組みに加え、本年10月には非血縁者間骨髄移植・採取施設の認定を受けましたし、11月にはハイブリッド手術室で行う経カテーテル的大動脈弁置換術実施施設の認定を受けるなど、高度な医療提供できる医療センターとして新たな取り組みを行っています。

次に、こころのサポートセンターでございます。

精神科の成人分野の入院の受入の停止状況が続いており、県民の皆様、また関係する医療機関などに対しまして、大変ご迷惑をおかけしています。医師確保につきましては、県の協力をいただき、高知大学に対し精神科医師の派遣を重ねて要請するとともに、他の関係大学への医師派遣要請、さらには県出身者や高知大学卒業の医師などの本県にゆかりのある精神科医師を訪問するなどの対策に取り組んでいます。

また、監査委員からも成人患者の受入ができない状況を早急に解決するよう、医師確保に向けた取り組みを進めるよう要望するとの審査意見をいただいています。今後とも県の協力をいただきながら、成人患者の受入が再開できますよう、医師確保に全力で取り組んでまいります。

次に、エボラ出血熱への対応についてです。

エボラ出血熱の海外での感染が拡大し、国内でも感染患者の発生が危惧されており、当センターは、第一種感染症指定医療機関であることから、その対応強化が求められています。当センターでは、鳥インフルエンザ、SARSなどの感染症に対応するため、「1類感染症マニュアル」を策定しています。このマニュアルに沿って患者発生時を想定した訓練を、県を初めとした関係機関と連携しながら行うとともに、職員に対して訓練や研修を実施して備えています。先週には、県の福祉保健所、高知市保健所と連携した患者移送訓練を実施したところです。今後とも第一種感染症指定医療機関としての役割を果たせるよう、県を初めとした関係機関との連携を強化し、万全の態勢で対応できるよう取り組んでまいります。

次に、平成26年度の人事委員会勧告への対応について御報告します。

今年度は、月例給の据え置きとボーナスの支給月数の9年ぶりの引上げなどの勧告及び報告がなされました。

病院企業団の給与は、県に準じて改定を実施しております。県では、人事委員会の勧告に沿って改定されると聞いておりますので、企業団の給与改定も県に準じて実施してまいりたいと考えています。

それでは、今回提案しました議案について御説明いたします。

まず、第1号議案は、高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案です。

産科病床の増床、新がんセンターへの対応及び平成26年度の診療報酬改定に対応した診療体制などを確保するために、現在1,000名以内の定数を1,050名以内に改正することをお願いするものです。

第2号議案は、高知県・高知市病院企業団職員の配偶者同行休業に関する条例議案です。

これは地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものです。



第3号議案は、平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算で、地方公営企業法第30条の規定に基づき認定をお願いするものです。

報第1号は、平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告です。

これは棚卸資産購入限度額に係る予算の補正について専決処分を行いましたので、ご報告し、承認をお願いするものです。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど統括調整監から御説明いたします。

議員の皆様におかれましては、何とぞ御審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（浜川総一郎君） 統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（松井成起君） 統括調整監の松井でございます。

御審議をいただきます議案につきまして、一括して説明をさせていただきます。座って御説明をさせていただきます。

お手元の資料のうち、右上に①と表記をしております高知県・高知市病院企業団議会定例会予算議案（条例その他）と記載されておりますものをお願いいたします。

初めに、1ページをお願いいたします。

議第1号高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案についてでございますが、右上に②とありますものが議案の説明書でございます。また別途資料1というのがございます。こういう資料1というのがございますが、そちらをあわせてごらんいただければと思います。

現在の当企業団職員の定数は、平成24年7月の改正で1,000人となっているところでございます。今回提案させていただいております定数条例の議案は、お手元の資料にお示ししておりますように、新がんセンターの立ち上げに向けての医師、薬剤師、看護師、放射線技師の確保、ことし7月から稼働いたしましたハイブリッド手術室への看護師の配置、また産科病床等の増床に伴う看護師の配置、CTやMRI装置増設に対応するための放射線技師、さらには診療報酬改定に対応いたしますための臨床工学技士の配置等を行いますため、50人の定数増を行うものでございます。

なお、予備の定数につきましては、下のほうに注釈を入れておりますが、患者数の増加や診療報酬制度への対応を図りますための数でございます。よろしく申し上げます。

次に、議案の2ページをお願いいたします。

議第2号高知県・高知市病院企業団職員の配偶者同行休業に関する条例制定議案についてでございますが、外国で勤務等する配偶者と外国において生活をともにするための休業制度を整備し、企業団職員の継続的な勤務を促進するために条例制定をするものでございまして、高知県におきまして6月議会で承認をされた条例を準用するというものでございます。

内容につきましては、職員の配偶者が6カ月以上の期間で外国での勤務や事業の経営、また外国の大学等に就学等する場合に、3年を超えない範囲で公務の運営に支障がない場合に、配偶者に同行するための休業を与えることができるようにするものでございます。

次に、議案の3ページをお願いいたします。

報第1号平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告についてでございますが、これは次のページをお願いいたしますが、棚卸資産の購入限度額につきまして、当初予算の際に51億2,900万円と設定をさせていただいておったものですが、手術件数等の伸びもございまして、診療材料費が想定より多くなりましたため、専決処分によりまして限度額の増額補正をさせていただき、限度額を52億520万円とさせていただいたものでございます。

また、別様で繰越計算書をお渡しをしております。これはハイブリッド手術室及び産科病床の改修に係る工事との関係でございまして、御報告をするものでございます。

次に、右肩に③-1と記載をしております定例会議案（決算）とありますものをお願いいたします。

1ページのほうに、議第3号決算の認定議案、平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算書についての認定をお願いするものでございます。

まず、お手元の先ほど定数のところでごらんをいただきましたこの資料の1ページをめくっていただきますと、決算の概要ということで、初めにこの資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成25年度決算概要ということで、決算の総括を消費税抜きの金額でお示しをしております。

平成25年度決算は、総収益207億6,224万円に対し、総費用206億3,631万円で、1億2,593万円の黒字となっております、3カ年連続の黒字になったということでございます。

また、資金収支につきましては、10億3,056万円の黒字でございまして、当年度末の内部留保資金は57億7,300万円となっております。

資料の下段に、単年度純損益と資金収支の推移についてグラフでお示しをしております。

棒グラフが単年度純損益でございまして、21年度をもちましてPFIとの契約を解消し、23年度から黒字に転じ、3年間続いたの黒字という状況になっております。

折れ線グラフは資金収支の推移でございまして、表から外れておるんですが、平成20年度は7億3,100万円のマイナスでございまして、21年度からプラスに転じているという状況になっております。

次に、2ページをお願いいたします。

医業収益の状況でございます。入院収益は135億8,400万円でございます。前年度と比較して5億7,700万円、4.4%の増という結果になっております。また、外来収益につきましては28億8,100万円でございます。前年度より5,900万円、2.1%の増加になっております。これらの増加の要因といたしましては、3にお示しをしておりますように、診療単価では、入院では1人1日当たり5,007円、7.4%の増加、外来では291円、2.2%の増加になっております。また、患者数では、1日平均の比較では、入院が15人の減少、一方外来では3人の増加になっております。入院につきましては、患者数の減少を診療単価の伸びによって増収に導いているという状況になっております。

その下の棒グラフには、医業収益が増収をしてきた状況をお示しをしております。

3ページには、1日当たりの患者数と診療単価の推移を折れ線グラフでお示しをしております。

まず、患者数についてでございますが、上の折れ線が外来の1日当たりの患者数でございます。平成23年度までは右肩上がりの傾向でございましたが、24年度に減少をしたものの、平成25年度は若干ふえたという状況になっております。その下は入院の患者数でございますが、平成24年度は30人近くふえておりましたが、先ほど申しましたように、平成25年度は15人ほど減少をしております。

右の折れ線グラフは、診療単価の推移をお示ししているものでございますが、上が入院でございます。平成25年度に大きく伸びている状況が出ているものでございます。下は外来の状況でございますが、近年若干ではございますが、右肩上がりの状況が出ております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

医業費用の状況についてでございます。医業費用は193億8,700万円でございます。前年度より7億8,500万円、4.2%の増加になっております。その内訳としましては、給与費が3億7,100万円、4.1%、診療に係ります材料費が2億7,000万円、5.8%、委託料等の経費が2億1,600万円、7.2%の増加になっており、5ページの左側のグラフには、主な医業費用の決算額をグラフにあらわしておりますが、下の吹き出しにございますように、これらの費用につきましては、5年間で1.1倍の18億円の増加、給与費は1.2倍、18億円の増加、また医業収益とも関係いたしますが、材料費は1.2倍の9億円の増加ということで、経費につきましてはPFI解消もございまして、0.9倍、6億円の減少という状況になっているところでございます。

また、右の折れ線グラフは、先ほど申し上げましたが、医業収益に占める給与費、材料費、経費の割合の推移をお示したものでございます。

次に、資料の6ページをお願いいたします。

資本的収支、施設整備関係や企業債関係についての状況でございます。

平成25年度の資本的収支は、総収入が21億5,421万円に対しまして、総支出が31億

6,640万円でございます。差し引きの不足額10億1,219万円につきましては、内部留保資金を充当したものでございます。その内訳でございますが、まず3の支出の内訳というところを先に御説明させていただきます。

(1)の医療機器整備費7億5,539万1,000円につきましては、CTと血管造影の検査が一つの部屋で行えるよう整備しましたハイブリッド手術室のIVR-CTの購入、それからエックス線撮影の際に直接デジタル化ができます装置、また周産期医療体制整備ということで、高知県の補助を受け超音波画像診断装置やセントラルモニター等の購入も行ったものでございます。

(2)の資産購入費5,619万4,000円につきましては、外来ディスプレイの更新等を行ったものでございます。

(3)の施設整備費1億194万5,000円は、本年7月から稼働いたしましたハイブリッド手術室ほかの改修を行ったものでございます。

次の(4)企業債償還金20億1,237万7,000円は、前年度より約11億円増加しておりますが、これは本館施設職員宿舎等の建設に係ります起債をPFI事業解消にあわせて借りかえを行いまして、20年間で返済を行うものでございますが、元金の据置期間が終わり、25年度から元金の償還が始まりましたため増加したものでございます。

次の(5)構成団体償還金は、当院の開院時また平成20年度末に予想されました資金不足に対応いたしますため、構成団体の高知県と高知市から借り入れしました長期借入金の一部を返還したものでございます。

次に、上の2の収入の内訳についてでございますが、企業債8億4,000万円は、先ほど申し上げました医療機器や施設整備等に伴い借り入れを行いました起債でございます。

また、構成団体負担金は、過年度の施設整備や高額医療機器購入に対します構成団体からの負担金でございます。

その下の補助金は、支出のところで申しました周産期医療体制整備に係ります補助金を高知県から交付されたものでございます。

次に、7ページから9ページまでが、消費税抜きの平成25年度の決算を概要として取りまとめたものでございます。

まず、7ページが、精神科を含めました全体の収益的収支、資本的収支を前年度と比較してお示しをしたものでございまして、8ページが精神科を除いたもの、9ページが精神科だけの決算でございます。

内容につきましては、今決算の概要ということで御説明させていただきましたが、7ページの右下の欄をごらんください。

1番が前年度末内部留保資金で、24年度末に47億4,104万7,000円がございました。そして2の当年度純損益が、平成25年度で収益的収支から収益的支出を差し引きしました1億2,593万3,000円が剰余金でございまして、いわゆる黒字の部分でございますが、その額に

3の現金支出を伴わない減価償却費や資産減耗費等の費用分19億1,682万6,000円を加算し、また先ほど御説明いたしました当年度の資本的収支の差額10億1,219万7,000円を減算しますと10億3,056万2,000円が平成26年度の現金ベースでの剰余金ということになります。

さらに、6の消費税資本的収支差額調整額を加算し、先ほど申し上げた平成24年度末内部留保資金に加算をいたしますと、平成25年度末の内部留保資金は10億3,195万円増加し、57億7,299万7,000円となっているものでございます。

8ページと9ページは、先ほど申しましたように分けたものでございまして、説明は省略させていただきます。

次に、資料の③-2とあります平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算書について説明をいたします。

1ページをお願いをいたします。

1の表題に決算報告書とございますが、まず(1)収益的収入及び支出につきましては、収入の決算額のうち高知医療センター事業収益が207億8,979万1,064円で、うち医業収益が170億8,836万4,025円、また支出の欄でございますが、高知医療センター事業費用が206億5,455万7,615円、このうち医業費用が195億3,713万4,470円となっております。

なお、この内訳につきましては、右上に③-3と表示をいたしております病院事業会計の決算内容説明書のほうに内容を記載しておりますので、またあわせてごらんいただければと思います。

次に、先ほどの決算書の2ページでございますが、2ページの決算額の欄をごらんいただきたいんですが、2ページ、(2)資本的収入及び支出についてでございますが、資本的収入につきましては、企業債が8億4,000万円、構成団体であります高知県と高知市からの負担金が12億6,715万1,500円、県の周産期医療体制整備事業費補助金等の補助金が4,705万8,000円でございますが、合計が21億5,420万9,500円となっているものでございます。

資本的支出につきましては、先ほど申し上げました医療機器や設備整備に係ります建設改良費が9億1,352万9,920円、企業債等償還金が20億1,237万7,005円、病院開院時及び平成20年の資金不足になった折に借入れをいたしました構成団体からの借入金の償還金が2億4,050万円となっております、資本的支出の計が31億6,640万6,925円となっております。

次に、3ページでございますが、損益計算書でございます。

医業収益から医業費用を差し引きしました医業損益では、23億1,723万2,785円の損失となっておりますが、これに医業外収益から医業外費用を差し引いた額24億8,049万2,740円を加えました経常損益では、1億6,325万9,961円の経常利益となっておりますが、さらに特別損益の3,732万6,697円の損失を引きますと、当年度の純利益は1億2,593万3,264円となり、前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金は92億7,306万6,530円となって

いるものでございます。

続きまして、4ページの剰余金計算書についてでございます。

まず、資本金についてでございますが、自己資本金は他会計負担金、これは構成団体でございます高知県、それから高知市からの負担金でございます。他会計負担金の受け入れによりまして当年度末残高は133億8,595万7,629円になり、借入資本金につきましては、建設改良等による企業債の発行及び償還によりまして299億897万7,030円となっております。

また、剰余金につきましては、資本剰余金では、周産期関係の備品購入に係ります県補助金4,705万8,000円を受け入れ、利益剰余金は、当年度純利益1億2,593万3,264円によりまして未処理欠損は92億7,306万6,530円となり、資本合計は360億8,555万2,303円となりました。

次に、5ページの欠損金処理計算書でございますが、これは処分を行っておりませんので、未処理欠損金は92億7,306万6,530円となっております。

次に、6ページの貸借対照表についてでございます。

まず、中ほどのほうに表題でございますが、資産の部でございます。

1の固定資産には、有形固定資産と無形固定資産がございまして、有形固定資産は、土地、病院本館施設等の建物、外構等の構築物、医療機器や情報システム機器等の器械備品、建設仮勘定から成っているものでございます。無形固定資産は、電話加入権、病院企業団業務システムソフトから成っております。23ページのほうに種類ごとに別掲でお示しをしております。またごらんいただければと思います。

2の流動資産には、現金預金、未収金、貯蔵品等がございまして、このうち未収金の主なものは、約38億2,000万円が入院収益や外来収益などの医業に係る未収金でございまして、約4億4,600万円余りが構成団体からの補助金や負担金、そして約1,200万円が治験料収入となっております。

また、平成25年度には、額面10億円の国債を購入いたしましたので、新たに有価証券という記載が出ております。これを計上しておるものでございます。繰延勘定の控除対象外消費税につきましては、資本的支出で支払いました消費税額のうち、納税計算に当たって控除できなかった額について、20年以内での償却が認められておりまして、25年度末で費用化していない額となっております。

以上、資産合計といたしましては、403億4,212万9,018円となっております。

次に、負債の部につきまして、4の固定負債が、高知医療センター開院時及び平成20年度末に予想されました資金不足に対応するため構成団体から借り入れしました長期借入金残高4億600万円と退職給与引当金15億7,600万円、合計19億8,200万円となっております。

5の流動負債約22億7,400万円のうち未払金21億9,600万円につきましては、主なものとして、医療機器の整備費や貯蔵品、退職給与費などの職員給与費などがございます。

次に、資本の部に移りまして、先ほど剰余金計算書の項で説明をいたしましたとおり、資本金は構成団体負担金と企業債で、資本金合計は432億9,493万4,659円でございます。剰余金は資本剰余金と利益剰余金でございます。

以上、負債と資本の額の合計は403億4,212万9,018円となっております。6ページのほうの資産合計というところと額が一致をしておるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

事業報告書でございますが、(1)の概況のア、総括事項の経営状況には、患者数等の状況、損益については、経常収支が約1億2,600万円の純利益となったことを、運営形態につきましては、PFI事業契約の解除により、平成22年4月1日から直接管理運営する方式に移行したことを、また医療機器等整備につきましては、高知県の基幹病院としての役割を果たしますための医療機器の整備を行ったことを報告をさせていただいております。

次に、議会議決事項には、企業団議会にお諮りをさせていただき、議決をいただきました項目を時系列で列挙をしておるものでございます。

7月臨時会では、監査委員の選任について、12月定例会は、予算では診療材料や医薬品等の物品管理、物流管理業務委託及び検体検査業務委託につきまして、26年度以降の契約を行いますための債務負担行為の設定を、そして条例議案として、消費税率の変更に伴います料金徴収条例の改正、企業長等の旅費の支給についての整理を行いますための報酬及び費用弁償等に関する条例の改正、そして24年度病院事業会計決算について御承認をいただいております。

また、2月議会では、平成26年度病院事業会計予算及び産科病床等の増床を行いますための設置条例の変更につきまして議決をいただいたものでございます。

次のウ、行政官庁認可事項につきましては、今申し上げました産科病床及びGCU後方病床3床の増床につきまして許可をいただいているものでございます。

引き続き9ページでございますが、エ、職員に関する事項につきましては、年度末の職員数を記載しておりまして、前年度末と比較しまして29人増の950人となっているものでございます。

次のオ、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきまして、病院事業料金のうち企業長が定める額を本年1月1日付で施行しております。

まず、胎児超音波スクリーニング検査料及び胎児超音波カウンセリング料は、ハイリスク妊婦さんを超音波診断装置いわゆるエコーを使用して、胎児の発育を見たり、あるいは羊水量を計測すること以外に、赤ちゃんの形態的な異常や胎盤や臍の緒の異常を見つけることにより、生まれる前と生まれた後の赤ちゃんの管理、治療を適切に行うこと、またそのカウンセリングを行うことに対し料金徴収を行うものでございまして、県立病院の規定にはない当医院独自のものでございます。

次の死体処置料、いわゆるエンゼルケアでございますが、診療報酬の対象外で、遺族の

御負担もあり、従前徴収していなかったものでございますが、多くの病院で徴収している実態もございまして、御遺体の処置に要するエンゼルキットや人件費についていただくものでございます。

次の診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療については、削除をしたものでございますが、医科点数表に規定される回数を超えて診療する場合は、診療点数に相当する額をいただくことにしておりますが、開院以来の事例がないことや将来にわたって想定ができないため削除をしたものでございます。

次の個別の診療報酬点数の算定項目のわかる明細書の発行手数料の削除につきましては、24年度に行いましたシステム改修によりまして、領収証とともに明細書が発行できるようになりましたため料金を徴収しないこととし、規則から削除をしたものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

(2)の工事のア、建設工事の概況には、100万円以上ということで掲げておるんですが、まずドクターヘリ場外離着陸場の給油施設の非常用発電機を設置をしたものを上げさせていただいております。

次のイ、改良工事の概況につきましては、ハイブリッド手術室への改修工事ほかを掲げておりますが、産科の改修工事につきましては、26年度へ繰り越しを行っているというものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

(3)の業務のア、業務量の(ア)患者数及び病床数につきましては、入院は年間患者数が18万6,693人、1日平均が511人で、外来は年間21万335人、862人となっており、入院は昨年度より5,282人の減少、外来につきましても164人の減少というふうなことでございます。

(イ) 主要な建設改良事業につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

事業収入に関する事項及びウ、事業費に関する事項は、消費税抜きの表示となっております。この差し引きが先ほど損益計算書の項で説明をいたしました当年度の純利益1億2,593万3,264円となっているものでございます。

13ページからは、(4)会計ということで、ア、重要契約の要旨は、500万円以上の契約について記載をしております。

(ア)の医療用器械備品等の購入、15ページのほうには、(イ)薬品、そして(ウ)診療材料を、16ページからは、エ、その他の契約業務では、給食業務委託、検体業務委託、あるいはドクターヘリの運航業務委託など、契約金額の主なものとしてあります。

次に、19ページをお願いいたします。



イ、企業債、長期借入金及び一時借入金の概況についてでございますが、企業債につきましては、24年度8億4,000万円を新たに借り入れ、20億1,237万7,005円を償還した結果、未償還額は299億897万7,030円となっております。長期借入金につきましては、先ほども申し上げましたが、高知県と高知市に2億4,050万円をお返しし、未償還額は4億600万円となっているものでございます。

20ページから22ページにかけましては、収益費用明細として、12ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項を、いわゆる節単位で記載をしたものでございます。これにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に、23ページの固定資産明細書でございますが、(1)有形固定資産明細書は、中央監視システムの第1期更新業務や無停電電源装置蓄電池更新工事等による建物の増加、ドクターヘリ場外離着陸場の給油施設非常用発電機設置工事による構築物の増加、医療機器の整備によります器械備品の増加、除却処分による減少、ハイブリッド手術室ほか改修工事などによる建設仮勘定の増加などで、これらを加減しました年度末現在高に減価償却累計額を差し引きしました年度末の現在高は合計で288億6,554万6,338円となっております。

(2)の無形固定資産明細書は、電話加入権のほか病院企業団業務システムソフト、旅費システムソフトで、年度末の現在高は合計で10億4,190万2,823円となっております。

25ページには、企業債の明細書ということで、現在借り入れをしております企業債の内訳を記載しております。

済みません、続きまして、お手元の資料の3-4のほうをお願いをします。

まず、1ページのほうでございますが、お二方の監査委員さんに平成25年度の決算につきまして審査をいただきまして、第3、審査の結果ということで、御意見をいただいております。

決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠し、かつ、会計原則に基づき作成され、適正に表示し、事業もその目的に沿って運営されていること、決算計数に誤りがないものと認められるとの御意見をいただいております。

7ページを、済みません、途中飛ばしますが、7ページをお願いいたします。

審査意見についてでございますが、まず(1)の経営状況につきましては、約1億2,590万円の黒字を達成し、25年度末の留保資金が約73億5,000万円というふうになっており、経営への取り組みが生かされてきていると。余裕資金については、銀行定期預金への預け入れ、さらには国債の購入など、確実かつ効率的な運用管理がなされており評価できるが、さらなる効果的な運用を要望するとの御意見がっております。

一方、保険査定、保険返却については、前年度より増加しており、経営の効率化、安定化の観点から改善を要し、原因の調査、分析の上、一層の縮減に取り組むようという御意見をいただいております。

また、(2)医療機能面につきましては、当院の精神科には、身体合併症を中心とした精

神科医療を担うことが求められているが、医師の確保に至っていないため、成人患者の受け入れができていない状況にあり、引き続き医師確保に向けた取り組みを要望するとの御意見をいただいております。

それから済みません、③－５というのがあります。資金不足比率審査意見書でございます。

平成25年度決算に基づきまして、資金不足比率がどうであったかと、経営健全化基準と比較してどうであったかということにつきまして、監査委員さんに審査いただいたものでございますが、資金不足比率につきましては、資金不足額が生じていないために算定されていないという結果になっております。審査の結果につきましては、1億2,500万円余りの純利益を生じたものの、累積欠損金が約94億円あり、今後も健全な経営を着実に進めていくことが重要であり、新中期計画に基づき、さらなる取り組みが求められているとの御意見をちょうだいしております。

済みません、長時間にわたり御説明させていただきました。議案に関します説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（浜川総一郎君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

樋口議員。

○12番（樋口秀洋君） そうですね、何回も言って実のところ、もう重ねて言いたくないのですが、言うこと自体苦しいんですけど、がんセンターの問題もそうなのですが、精神科医療のほうです。監査にも指摘され、企業長の提案説明にも載ってるわけですが、無理、難しいとわかっていながら当初の約束もあるわけでしょう。そういう中でいつまでも全力で全力でと言っても、全力という言葉は、大体一般的には世の中からしたらどのような言葉を意味してますか。全力でやっているなら、結果は出るのではないですか。医師の確保が難しいこと、それわかっていますが、この議会へ対しても重ねて何度も約束した上でのことだから、いつまでも全力が続くのは、おかしいんじゃないですか。ということは、作戦も変えなきゃならないし、現実に全力といたら、今までどのようにやってきたか、ちょっと教えてほしいし、これから今までの全力作戦が結果が出ないんだったら、どのような全力作戦するのか、そこらあたり答えてくれませんか。

そしてもし、何年までに医師が確保できなければ、どのような対処しますか。民間会社だったら、という発想だったら大変きつい言葉になると思うのですが、こんな状態では、まさに無責任に近いと言われても仕方ないと思います。そこらあたりどちらでも、誰でも構んですけども。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 御指摘のように、こころのサポートセンターの医師確保について大変苦慮しております。開設当初精神科医師5名ということで高知大学ともお話をいた

だきまして、開設当初は精神担当医師3名、それから児童思春期担当医師2名ということでスタートできましたが、その後成人の医師が2名退職しまして、精神科の精神病棟を受け入れ停止という状態が続いております。本当に御迷惑をかけております。今現在、医師の退職からの受け入れ状況につきましては、まずは高知大学へお願いをしております。高知大学のほうも医局の医師数がなかなか確保自体が難しいということで、なかなかいいお返事をいただけませんが、26年ことしに入っても重ねてお願いを続けておりました。来年にはという形の考えも積極的に取り組んでいただいているということはお聞きしてますが、まだ確約とかということはありません。それで、高知大学を中心にうちは精神科医師の確保をするということでやりましたが、こういう状態になりましたので、平成25年からは、うちの関連であります岡山大学とか徳島大学とかに対し、また広島大学とかという形で、広島大学は今高知大学の精神科の教授の出身でございますので、そういう形でつてを頼りながらさまざまな活動しております。その中で精神科への支援として高知大学からは、教授と准教授、それと児童思春期について3名の医師が非常勤であります。外来診療等の支援をいただいております。

それと、あと高知県のゆかりということで、県と一緒にしまして高知県出身の医師ということで、県外の大学にお勤めになったり、民間病院にお勤めしている先生方にアプローチを続けております。今でもアプローチを続けておりますが、それもなかなか高知へもんでくるということは大きな課題もありまして、見通しが立たずに今報告できない状況で本当に申しわけありませんが、そういう形でずっと取り組みをやっております。

○議長（浜川総一郎君） 樋口議員。

○12番（樋口秀洋君） 要するに努力はされてると思うのですが、幾ら努力しても結果が出なきゃ何の意味もないですから、それから、そのように大学を広げていったのは、当初のあなた方の計画が十分、設計が十分じゃなかったということでしょう。当初の計画では、高知大が確実に医者を送ってもらって、それからやるということで計画をたてた、当初のあなた方の設計、制度設計というか、そこらあたりが全く当初と変わってきて、一体地元のというような当初の話が、全然なくなってきましたね。広げてもなかなか難しいことは難しいと思うのですが、やっぱりこれは重要な課題として相当認識しておかなきゃダメです。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 済みません。それと一つだけが、医療センターの精神科病棟の整備の中で大きな目的は、身体合併症、成人部分と児童思春期部分があります。児童思春期は、もう県内唯一の病棟ですけど、それは今順調に運営しておりますので、その点では大きな課題のうちの一つはできてます。御指摘のように、成人部門も外来は一定対応できますけども、入院はできる限り対応ということで、一般病棟で受け入れできる方はしてありますが、精神科としての受け入れができない状態が続いておりますので、これを重ね

ておわび申し上げます。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） 条例についてお伺いをします。

まず、定数のところの50人増という部分についてですけれども、新たな新がんセンターの整備とか、それから周産期医療にかかわるところでの増員という説明がされました。必要なところは重々承知はするのですが、50人増とするその給与等に関する経費ですね、増額予算、それは大体どのぐらいを見込んでいらっしゃいますか。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 50名全員をすぐに来年雇用するということじゃなくて、経営状況を見ながら順次体制整備するということですが、一応50人を全体を年間の所要額を見ますと3億4,000万円程度になります。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） いわゆる決算の状況から見ると、給与費が年々増額予算になっているわけで、この3億円何がしが全体増に入ってくると、医療費に占める割合は今後どういうふうに伸びますか。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 現在の給与比率は高くなっていますが、できるだけそこで抑えるということで、今回の増員するのも診療報酬の改定とか、増床に対応するということは、診療報酬自体もふえますので、一応今のところの試算としましては、この人件費に半分程度充当するということで、倍ぐらいの医業収益が確保できるというような見込みも立てております。結果的には、人員を増員しますと、それに対応する診療報酬ができますので、それがおおむね大体先ほど申しました倍程度見込めますので、大体人件費としては今のベースをできるだけ維持しながらやっていくような経営状況を見て実際に雇用していくという形をとりたいというように考えております。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） 先ほどの樋口議員の指摘にも関連をしてるのですけれども、こういったがんにしても、それから周産期にしても、非常に国民の今の健康状態云々を取り出すときに、非常にもう大切な分野であって、重要な分野であり、高知県でも新たな医療体制をしっかりと築いていかなければいけないところは重々承知をしております。

一方、精神の分野でも高知ではまだまだどう言うたらいいですか、足りない分野、医療の中でもう少し充実をしていかないといけない分野ということで、この病院でも新たにそういう施設を設置をすることを今議会でも認めながら推進してきました。それから、先ほど来より一方精神での勧誘についての見込みが甘いのではないかというような話もありましたように、今度の新たなこういう分野での増員と先ほどの計画についての見通しの甘さがあれば、この50のいわゆる条例定数の改正を認めることはできないわけで、そのあたり

の企業長初め院長初め皆様方はどのような考えをお持ちであるのか、前例に匹敵しないような進めをしていかないといけないわけで、そのあたりちょっとお聞かせ願いたいです。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 定数条例でいろいろ増員予定をしていますが、特にかんセンターにつきましては、医師の確保というのが大きな課題であることは間違いございません。その中で現在森田センター長が放射線科として1名やっていただきますが、それプラスの1名というのは確保に向けて、確約はこの場で何ですけれども、もうほぼ私自身は院長と話ししていますけれども、まずめどはついております。

それと、化学療法につきましては、もう7月に島田先生が着任していただきましたので、そういうことで体制ができてますので、どうしても病院ですので、医師がポイントになります。その部分についてがんセンターについては、29年のオープンですので、29年までには行けるという判断をしております。

その他の職種につきましては、今現実に職員募集をして、一番応募で困っているのは薬剤師です。薬剤師につきましては、今回も欠員が退職とか出ましてやりましたけれども、2名募集しましたけれども、1名という応募の状況で、非常に薬剤師自体が4年制から6年制に切りかわったということで、全国的に薬剤師不足もあります。その中でやはり探すということで、関係の大学へアプローチしたり、それとうちにおります薬剤師のネットワークを使ったりしながら勧誘したりしながら進めているという状況で、今一番現実として募集したときに非常に少ないというのは薬剤師です。あとの職種につきましては、一定の募集しますと、一定の応募がありますので、一定必要なときに対応できるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） この条例の定数の改正に当たっては、赤字経営にならないようにということをお願いいたします。

もう一点の配偶者の休業に関する条例の改正についてですけれども、これにあるこういうような状況、ケースがあったのか、一点お聞きします。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 現実として、私がおる4年間で、海外へ行ってということは記憶はないです。県内ではもう退職されて、例えば東京へ旦那さんが転勤されて、職員が退職する余儀なくされるということは、それは何件かあります。それが現実的に全国で異動する、転勤するような御夫婦の方は動きます。そういうときはなりますが、海外というのは、今のところ事例はちょっと記憶はないです。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） あえて変えなければならない、条例制定をしなければならない何か理由がありますか。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） これは地方公務員法が改正になりまして、そういう制度が認められて、条例制定すればできるということで、特にすぐ事例としては、現実今まではないわけですが、特に医師とか看護師とか専門職種の方は、海外へ行く方が現実でおられますので、そうなったとき、例えば大学の医師と職員が結婚した場合、大学から海外留学するとか、勤務で行くとかというときに、一緒に行きたいというような気持ちのときに、能力があつて医療センターとしては、ぜひおっていただきたい方が退職しか道がないわけですので、今。それを少しでも残っていただけるような人材確保という意味からも、やっぱり必要な制度を活用できるものは、事前に整備しとったほうがいいんじゃないかという考え方です。

○議長（浜川総一郎君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 1つは、定数条例改正の関係で、先ほど少し議論もあつたんですけども、一方県のほうも今度12月定例議会で、公営企業局の定数を80名増員するという条例改正が提案されようとしてます。そういう意味でいうたら、県立病院で80名、ここで50名、一気にふやすわけじゃないかもしれませんが、定数そのものでそれだけふえるということは、現実的にそれを雇用していく上で、果たしてどうなのだろうかねと、確保ができる、競合する職種もあるでしょうし、そういったことも含めて、定数はふやしたけども、なかなか充足できなかったということになると、言えば見込んでいた医業収益も上がらないでは、というようなことにもなりかねませんので、そこら辺は十分情報をとりながら職員の、こちらだけが確保できればええという問題じゃないですよ、県立病院が当然確保していかなきゃなりませんけども、そこら辺はどんなふう考えられてますか。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 医療関係は、どうしても今の診療報酬制度では高度医療、特に高度医療については職員配置、診療体制の強化ということが、その診療報酬に結びつくという基準が非常に多ございますので、各病院ともスタッフを確保したいという気持ちが大きいと思います。ほど全体で見れば、高知県のいわゆる雇用の場としては、医療の分野は非常に大きいわけですので、それで言えば現実的に医療センターも各病院含めて必要なところはふやしていくということは、私は県全体としてもよいと思います。

ただ確保できるかといったときに、今のところ、先ほど申しましたように、薬剤師がちょっと募集しても応募が少ないということがありますが、そのほかは現実的には、うちについては来ております。

ほんで、ただ経験者については、県内の他病院からの受験とか、県立病院からの受験ということは、これはもう現実的にはありますので、そこはより希望していただけるような医療センターとして運営していくことも必要じゃないかなというようには思っております。

○議長（浜川総一郎君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 先ほど来話があった薬剤師の確保の問題もありますけども、看護師の確保もなかなか大変な部分もあると思うのですけども、ちょっとわかれば結構ですが、即でなくても、後ほどでも結構ですけども、いわゆる統合後に、県、市が統合した後に、こちらの医療センターで新規採用された看護師、職員平均在職年数を、ですから、中央市民から来られた方は除いて、こちらにスタートするときには新規採用された方の看護師さんの平均在職年数、これらがわかれば後ほど教えていただきたいというふうに思います。

それともう一点、精神科の問題ですけども、先ほど来医師確保の問題が大きな課題になっておりますので、これはもう当然のことで、当初スタートしたときから一番懸念されていたこと等であるわけですが、一つお伺いしたいのは、いわゆる退職をされたときの、原因についてここで議論したことがあると思うのですけども、そのときの原因となったことというのは、今もう十分に配慮されて、そういうことが、例えばネックとなって新たな医師が確保できないとかというふうなことはないのかどうか、そこのところは退職されたことの反省を踏まえて十分対応ができてますということなのかどうかということをお伺いしたいのと、もう一つは、いわゆる構成団体負担金の受け入れの中で、精神科に関する経費の部分だけが未収入額があるわけですが、これはあれなんですか。決算に上がってから収入するという形になるのか、今の段階では未収入で、今後決算議案が通ったら収入として入ってくるんですか、そこのところどうなっていますか。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 最初の御質問ですけども、医療センターの勤務についてのいろんなさまざまな問題というのは、今の時点ではほぼ解決、私はしていると思います。そのとき以降打ち合わせをしながら、院内での調整もしましたし、そのことをこういう体制でやるようにしますし、今現在入院はおりませんが、精神科と一般科の連携という形も高知大学にもお伝えして、一定の御理解もいただいていると思います。

ただ一度出た話は、対応してもなかなか届いてない、一人一人の精神科の先生方にまで届いているかというのと、医局を通じていろいろお話をさせていただいてますけども、なかなかそこは人によれば、まだ誤解のままということはあるかもしれませんが、大学ときちんと対応しながらやっていますので、そういうことはもう大きな要因の一つというふうにはならないのではないかなというふうに感じております。

それと、構成団体の負担金は、未収というのは、3月31日現在の決算ですから整理すると、もう既に5月までには入っております。

○議長（浜川総一郎君） ほかにございませんか。

高木議員。

○7番（高木 妙君） 済みません。一つ決算でも未収金の38億円の入院費等の金額説明

がありましたけど、これの回収見込み、そのあたりについてです。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 決算上の未収金は、保険請求による3月31日、3月分が4月、5月に入ってきます。その分が未収として大きく何十億円と、毎月20億円近くあります。その分が非常に大きいです。個人未収金につきましては、一定額は発生しておりますが、25年度の数字としましては、1,200万円程度今現在なってます。これは、いろいろ監査でも、この議会でも御指摘を受けまして、不納欠損対策とかということ徹底するということ、今回の監査も受けまして、対応してるということでの審査もいただいております。ほんで、ことしの7月に個人未収金に係る要綱をつくりまして、督促状とか催促状、これを徹底することによりまして、若干入りまして、それでなかなか難しいという件は、やはり法律事務所への委託とかという方法を取りながらやりまして、本人が死亡とかそれから破産を、自己破産をされている方とかということ、もうこれはということの調査の済んだ分としまして、26年3月に不納欠損の要綱に基づきまして、3月31日付で134件、490万円の不納欠損処理という形で対応するというところで、今まで指摘されたことに対してもきちっと対応しながら督促していくという形をとっていくというふうに考えています。

○議長（浜川総一郎君） 西森議員。

○10番（西森潮三君） わかりました。

それともう一つ、高知医療センターというのはスタート時病院としての一つの理念は、患者中心の病院なんだということを県民に伝えてスタートしていると思うんですが、その理念については、今も変わらないんですか。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 私どもも理念というのは変わらないということで、昨年度病院機能評価の更新を受けたところですが、そのときに再度職員と徹底して、基本理念は医療の中心は患者さんということで徹底するというところで行っております。

○議長（浜川総一郎君） 西森議員。

○10番（西森潮三君） 総体的にはいいお話もあるんですが、中には厳しい病院のドクターの対応の言葉、そういうふうに批判があるということも間違いないので、そういうのは、いろんな研修とかの機会にそのことを絶えず徹底をさせているのかどうかということも気になるんですが、そういう点はどうなんでしょう。どういう対応をしているのか。

○議長（浜川総一郎君） 武田病院長。

○病院長（武田明雄君） 患者さんからのクレームというの当然あります。医療センターには御存じのように宝箱というふうな患者さん及び家族からのクレームを扱うような部門があります。その宝箱に関しましては、毎月1回の運営会議でそういうようなデータを全部出して、事例と患者さんからの実際の本文とそれに対する対策を全部記載するようにし



てます。その運営会議に出る前に、接遇の委員会もあります。そこでまず練っていったから、対策をある程度練ってから運営会議に出すというのはしております。

また、接遇に関する研修会も年1回と少ないのですが、必ず実施して全職員に周知するようにはやっております。

○議長（浜川総一郎君） 西森議員。

○10番（西森潮三君） 高知県での中核病院の最後のよりどころみたいな病院ですから、そういう点はちゃんとしていただいて、大体そういう患者からクレームのある職員はわかっていると思うんです。どういうふうについて指導しているかということが、大事なことだと思うので、ぜひ徹底指導していただきたい。

それともう一つ。

○議長（浜川総一郎君） 西森議員。

○10番（西森潮三君） この資料1の定数条例関係の資料で、それぞれのセクションのドクター初め数値がありますけども、やっぱり数の上で言うと看護師の数が一番多いですね。今世界的にも日本ももちろんそうですが、女性の登用ということが非常に言われている。あらゆる企業でも幹部職員への女性の登用ということを整備しています。この数字から見ても、あるいはまた同じような類似規模の病院では、看護局長さんというのは、大体副院長という位置づけがされてると思うんですね、今は。四国を見てもそう、ほかの県外見てもそうです。この医療センターではそういうことがされていないということはなぜなのかということを知りたい。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 職員の幹部職員の登用ということは、基本的には人事のことにつきましては、適材適所ということが基本で考えていることは間違いありません。その中で女性の登用ということは、前から意識的にせないかんということは言われてますので、医療センターでも考えておりますし、また近年また数値目標が話題になるなどの積極的な女性の活用ということでの対応も必要ということは認識しております。特に医療センター、医療職場ですので、女性が逆に言えば多いわけですので、特に看護師はもともとが女性で、今は逆に男性が入ってくる。それから医師が反対に男性だったものが女性が入ってくる。そういう意味で、いろんな意味での女性、男性のバランスも医療現場でも変わってきてますし、もうほとんどが女性の職種もありますので、その登用というのはきちっと考えていかなければならないというのは、御指摘のとおりだと思っております。

ほで、そのポストイコール副院長ということになると、そこまでは意識はしてませんが、女性の方で副院長への登用とかそういうことは、局長含めてそれは今後検討していく重要な課題であるというふうに認識しております。

○議長（浜川総一郎君） 西森議員。

○10番（西森潮三君） 全国的な例から見ても、私はもう今の時期、そういうふうにする

るのは、当然の流れじゃないかなと思うんですけど、ぜひ一日も早くそういうふうにされたほうがいいという思いで申し上げさせていただいております。

○議長（浜川総一郎君） いろいろございますでしょうが、あとがつかえておりますので、西内さんのトリにさせていただきます。

西内議員。

○9番（西内隆純君） コンパクトに。済みません、定数なんですけども、987人現在。この人数、まあ言うたら途中でやめて補充してその流動性というのは、一般的な全国の公立病院に比べてどうなのか。

○議長（浜川総一郎君） 畠中企業長。

○企業長（畠中伸介君） 定着としては、各病院ではなかなか、途中退職のことですよね。それはちょっと調査はないですが、看護師については、特に看護師の需給の問題でいろいろ数字が出たり、看護協会が調べたりしたものとの比較というのはできると思います。

○9番（西内隆純君） はい。

○企業長（畠中伸介君） ちょっとわかる範囲でまたお答えします。

○議長（浜川総一郎君） お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（浜川総一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

—————◇——◇—————

### 採 決

○議長（浜川総一郎君） これより採決に入ります。

議第1号高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜川総一郎君） 挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号高知県・高知市病院企業団職員の配偶者同行休業に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜川総一郎君） 挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算を採決いたしま

す。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜川総一郎君） 挙手全員であります。よって、本議案は認定されました。

次に、報第1号平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜川総一郎君） 挙手全員であります。よって、本議案は承認することに決しました。

以上をもちまして今期定例会提出の議案全部を議了いたしました。

これをもちまして平成26年度11月高知県・高知市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会

26高病企第644号  
平成26年11月27日

高知県・高知市病院企業団議会議長 浜川 総一郎 様

高知県・高知市病院企業団企業長 畠中 伸介

議案の提出について

平成26年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第1号 高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 議第2号 高知県・高知市病院企業団職員の配偶者同行休業に関する条例議案
- 議第3号 平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算
- 報第1号 平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算の専決処分報告

平成26年11月高知県・高知市病院企業団議会定例会議決一覧表

事件の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
議 第 1 号	高知県・高知市病院企業団職員定数条例の一部を 改正する条例議案	原案可決	26.11.27
議 第 2 号	高知県・高知市病院企業団職員の配偶者同行休 業に関する条例議案	原案可決	26.11.27
議 第 3 号	平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事業会 計決算	承 認	26.11.27
報 第 1 号	平成25年度高知県・高知市病院企業団病院事 業会計補正予算の専決処分報告	承 認	26.11.27